

令和8年度診療報酬改定に伴う 施設基準の届出等について（医科）

九州厚生局

施設基準の届出書の提出期間について

令和8年度診療報酬改定は、令和8年6月1日施行です。

令和8年6月1日から算定する場合の届出書の受付期間は、

令和8年5月7日（木）から6月1日（月）（必着）*です。

※上記の日より前に提出することはできませんのでご注意ください。

※令和8年5月算定分までは令和6年度診療報酬改定に沿って行ってください。

※薬価改定は令和8年4月1日です。

◆ 提出方法については、原則、郵送又は宅配便での提出にご協力ください。

※届出書の受理日は、当局が受け付けた日になりますので、ご注意ください。
(発送した日や郵便の消印の日ではありません。)

※令和8年6月2日以降に受け付けたものについては、
7月以降の算定となりますので、余裕を持った発送をお願いします。

◆ 5月下旬以降は届出が集中することが予想されますので、**可能な限り5月18日（月）までのご提出**にご協力をお願いします。

*各月の末日までに届出を受理した場合は、翌月1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。

また、月の最初の開庁日に届出を受理した場合には、当該月の1日から算定する。

施設基準の届出先

保険医療機関が所在する県を管轄する九州厚生局各県事務所（福岡県にあっては九州厚生局指導監査課）宛にご提出ください。

県名	事務所（課）名	所在地	電話番号
福岡県	九州厚生局 指導監査課	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F	092-707-1125
佐賀県	九州厚生局 佐賀事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎7F	0952-20-1610
長崎県	九州厚生局 長崎事務所	〒850-0033 長崎市万才町7-1 T B M長崎ビル12F	095-801-4201
熊本県	九州厚生局 熊本事務所	〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎4F	096-284-8001
大分県	九州厚生局 大分事務所	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎1階	097-535-8061
宮崎県	九州厚生局 宮崎事務所	〒880-0816 宮崎市江平東2-6-35 3F	0985-72-8880
鹿児島県	九州厚生局 鹿児島事務所	〒890-0068 鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第二地方合同庁舎3F	099-201-5801
沖縄県	九州厚生局 沖縄事務所	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟2F	098-833-6006

・一部届出はオンラインで提出することができます。詳しくは九州厚生局公式ホームページの「[保険医療機関等電子申請・届出等システムについて](#)」をご確認ください。

施設基準の告示及び通知の確認について

施設基準の届出をする際は、必ず厚生労働省の告示及び通知をご覧ください、基準に適合していることを確認した上で、届出書を提出してください。

基本診療料

- (告示) 令和8年厚生労働省告示第70号
基本診療料の施設基準等の一部を改正する件
- (通知) 令和8年3月5日 保医発0305第7号
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

特掲診療料

- (告示) 令和8年厚生労働省告示第71号
特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
- (通知) 令和8年3月5日 保医発0305第8号
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

留意事項

厚生労働省の告示及び通知が、令和8年3月5日付けで発出されていますが、今後も訂正通知や疑義解釈についての事務連絡などが随時発出されますので、定期的に厚生労働省又は九州厚生局公式ホームページのご確認をお願いいたします。

ホームページのご案内（1 / 2）

診療報酬改定の情報は、九州厚生局及び厚生労働省のホームページに掲載しております。

九州厚生局のホームページは、

「九州厚生局」で検索又はアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/> へアクセスしてください。

- ① トップページ「令和8年度診療報酬改定（改定時集団指導、施設基準、疑義照会等）」のバナーをクリックしてください。



- ② 施設基準の届出様式及び関係資料を掲載しております。（それぞれクリックしてください。）

令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」について

↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- 基本診療料の届出一覧
- 特掲診療料の届出一覧
- 入院時食事療養・入院時生活療養等の届出
- 施設基準に係る辞退届
- 訪問看護ステーションの基準に関する届出

※届出様式は、令和8年4月中旬に掲載予定です。

もくじ

- 令和8年度診療報酬改定に伴う説明会（集団指導）について
- 訪問看護ステーションの皆様へ（令和8年度指定訪問看護費用の改定について）
- 令和8年度診療報酬改定関連資料について（厚生労働省HP等）
- 電子申請について
- 疑義照会の方法について
- 疑義解釈資料について
- お問い合わせ先

ホームページのご案内（2 / 2）

厚生労働省のホームページは、

「厚生労働省」で検索又はアドレス <https://www.mhlw.go.jp/> へアクセスしてください。

- ① トップページ左上「テーマ別に探す」欄を展開し、「医療保険」をクリックしてください。



- ② 「診療報酬関連情報」をクリックしてください。



- ③ 「令和8年度診療報酬改定」をクリックしてください。

※「第3 関係法令等」の項目に厚生労働省の告示等を掲載しております。

第3 関係法令・通知等(1) 共通

1. 算定方法・施設基準

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）

PDF 制本文 [53KB] PDF 医科点数表 [4.5MB] PDF 歯科点数表 [738KB] PDF 調剤点数表 [297KB]

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和8年3月5日保医第0305第6号）

PDF 制本文 [63KB] PDF 医科点数表 [4.5MB] PDF 歯科点数表 [1.5MB] PDF 調剤点数表 [698KB]

PDF 様式（医科） [12.4MB] PDF 様式（歯科） [577KB] PDF 様式（調剤） [360KB]

施設基準の届出に係る基本事項（1 / 2）

○施設基準の届出における共通事項

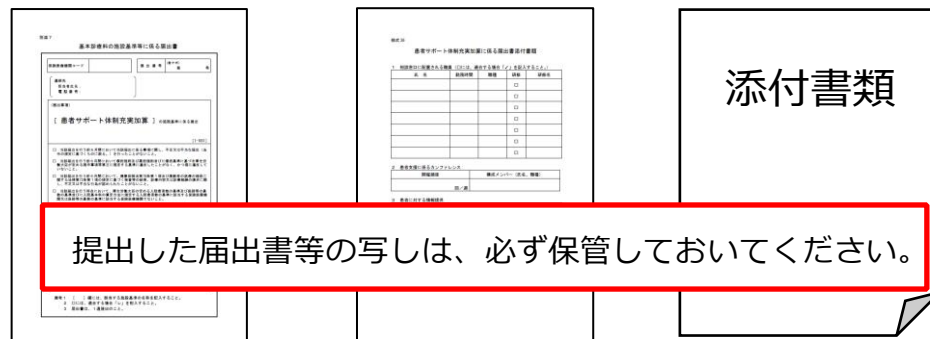
施設基準の提出時には、次の届出書等を作成し、**1通**を提出してください。

- 基本診療料届出書：「別添7」又は「別添7の2」
- 特掲診療料届出書：「別添2」又は「別添2の2」

1 届出書（別添7、別添2）の場合

- ①届出書
- ②届出書の様式
- ③添付書類（通知及び届出書の様式で示されている添付書類）

①届出書 + ②届出書の様式 + ③添付書類



2 届出書（別添7の2、別添2の2）の場合

※別添7の2又は別添2の2を用いる場合、別添7又は別添2の届出書は不要です。

- ①届出書のみ 施設基準（例）：救急医療管理加算⇒別添7の2

糖尿病合併症管理料⇒別添2の2

※施設基準（例）については、今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

施設基準の届出に係る基本事項（2 / 2）

施設基準の届出における共通事項

◆届出書（別添7、別添7の2、別添2、別添2の2）を作成する際には、次の点に注意してください。

- ① 連絡先欄に「担当者氏名」、「電話番号」を記載してください。
- ② 施設基準の通則（4項目）に適合していること。
（適合している場合は、✓点チェックが必要です。）
- ③ 「日付」「保険医療機関の所在地及び名称」「開設者名」を正確に記載すること。
※「**保険医療機関の名称**」の記載漏れが多いので、特に注意してください。

◆開設者印は不要です。

◆届出書に記載する宛名は「九州厚生局長」となります。

※届出書は保険医療機関が所在する県を管轄する九州厚生局各県事務所
（福岡県にあっては九州厚生局指導監査課）宛にご提出ください。（P3参照）

別添7
基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード	届出番号
① 連絡先 担当者氏名： 電話番号：	
(届出事項) [] の施設基準に係る届出	
② <input type="checkbox"/> 当届出を行う前6月期において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当届出を行う前6月期において療養規則及び高層規則並びに療養基準に基づき厚生労働省が定める関係事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ既に違反していません。 <input type="checkbox"/> 当届出を行う前6月期において、健康保険法第72条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに施設基準の認定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。	
③ 届出について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。	
令和 年 月 日	開設者名
保険医療機関の所在地 及び名称	
九州厚生局長 殿	

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
3 届出書は、1通提出のこと。

施設基準の変更届の簡素化について

従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には「変更の届出」は不要です。

なお、次の事由については、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、変更の届出が必要となります。

- ◆ 当該施設基準を満たさなくなった場合。（辞退届）
- ◆ 当該施設基準の届出区分が変更となった場合。
(例) 電子的診療情報連携体制整備加算「2」→「1」 等
- ◆ 届け出ている医師に変更があった場合
[届出が必要な施設基準]
神経学的検査、画像診断管理加算1、2、3及び4、麻酔管理料（I） 等
- ◆ 届け出ている機器に変更があった場合
[届出が必要な施設基準]
CT撮影及びMRI撮影 等

施設基準の届出様式（1 / 2）

➤ 届出様式は九州厚生局公式ホームページからダウンロードしてください。

○届出様式等のダウンロード先のご案内

- 1 九州厚生局公式ホームページの「令和8年度診療報酬改定について」へアクセスしてください。（P5参照）
- 2 「基本診療料の届出一覧」又は「特掲診療料の届出一覧」から必要な届出様式をダウンロードしてください。

厚生労働省
九州厚生局

本文へ お問い合わせ（ご質問） 診療報酬等疑義照会フォーム

↑ホーム

アクセス 申請・届出等の手続案内 業務内容 九州厚生局について 調達情報

九州厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定に係る
「施設基準の届出等」について

↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- **基本診療料の届出一覧**
- **特掲診療料の届出一覧**
- 入院時食事療養費・入院時生活療養費等の届出
- 施設基準に係る辞退届
- 訪問看護ステーションの基準に関する届出

※届出様式は、令和8年4月中旬に掲載予定です。

施設基準の届出様式（2 / 2）

➤ ベースアップ評価料の届出様式は、原則メールで提出してください。

○ベースアップ評価料の届出方法

- 1 「特掲診療料の届出一覧」ページから、届出様式（※）をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- 2 同ページ内の「届出書の提出方法」から、**提出先のメールアドレス及び注意事項**を確認した上で、提出先のメールアドレスに届出様式（※）を送信してください。

（※）エクセルファイルでご提出ください。
また、各ベースアップ評価料の届出にあたり、必要となる様式は、通知等でご確認ください。

【例】外来・在宅ベースアップ評価料（I）の施設基準に係る届出は、別添2及び様式95を提出。

○届出書の提出方法

保険医療機関の所在する県の該当するメールアドレス宛に、エクセルファイルを提出することにより行ってください。
メールアドレスを有しない等の場合には、書面による提出も可能ですが、可能な限りメールにて提出していただくようご協力お願いします。

福岡県（指導監査課）	baseup-hyokaryou40●mhlw.go.jp
佐賀県（佐賀事務所）	baseup-hyokaryou41●mhlw.go.jp
長崎県（長崎事務所）	baseup-hyokaryou42●mhlw.go.jp
熊本県（熊本事務所）	baseup-hyokaryou43●mhlw.go.jp
大分県（大分事務所）	baseup-hyokaryou44●mhlw.go.jp
宮崎県（宮崎事務所）	baseup-hyokaryou45●mhlw.go.jp
鹿児島県（鹿児島事務所）	baseup-hyokaryou46●mhlw.go.jp
沖縄県（沖縄事務所）	baseup-hyokaryou47●mhlw.go.jp

※メールアドレスは、
ホームページからご
確認ください。

※メールアドレスの「●」は「@」（半角アットマーク）に置き換えてください。

【注意事項】

- メールの子名には必ず、**提出する届出の名称**を記載してください。

診療報酬に関する質問の取扱いについて（1 / 3）

- 診療報酬の解釈に関する質問については、九州厚生局公式ホームページ上の「疑義照会送信フォーム」によりご照会ください。
- 疑義照会に係る添付資料がある場合やインターネット環境がない場合等、「疑義照会送信フォーム」がご利用いただけない場合は、疑義照会票を郵送いただくことによりご照会ください。

留意事項

- ✓ 「疑義照会送信フォーム」では添付ファイルの送信ができません。添付資料がある場合は、「疑義照会票」をご利用ください。情報セキュリティの都合上、ファイルストレージサービスを利用し、そのURLを貼り付けることもお控えください。
- ✓ 「疑義照会送信フォーム」は送信側に送信履歴が残らないため、送信記録の保管を希望される場合は、送信前に表示される「内容確認画面」をプリントアウト等し、保管ください。
- ✓ **連絡先及び担当者名**を必ず記入してください。
- ✓ 質問前には、訂正通知及び疑義解釈等をご確認ください。
- ✓ 改定時期は特に質問が多いため、回答に時間がかかることも想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ✓ 九州厚生局公式ホームページ上の「お問い合わせ（ご質問）送信フォーム」（※疑義照会送信フォームとは異なります）では、保険診療（指定・登録、施設基準、算定等）に関する質問は受け付けておりませんので、ご注意ください。

診療報酬に関する質問の取扱いについて（2 / 3）

- 疑義照会送信フォーム及び疑義照会票は九州厚生局公式ホームページに掲載しています。

○ 掲載ページのご案内

- 1 九州厚生局公式ホームページの「令和8年度診療報酬改定について」へアクセスしてください。（P5参照）
- 2 「5. 疑義照会の方法について」の「疑義照会の方法について（疑義照会送信フォーム）」をクリックしてください。

九州厚生局

アクセス 申請・届出等の手続案内 業務内容 九州厚生局について 調達情報

九州厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方 > 令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定に係る
「施設基準の届出等」について
↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

5. 疑義照会の方法について

令和8年度診療報酬改定等に関するお問い合わせは、原則、九州厚生局ホームページの「疑義照会送信フォーム」より受け付けております。次のページの留意事項等をご確認のうえ、ご照会ください。

・疑義照会の方法について（疑義照会送信フォーム）

【参考】

【表1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出が必要なもの

基本診療料①

1	初診料（医科）の注16、再診料（医科）の注19及び外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算
2	外来データ提出加算
3	入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
4	急性期病院一般入院基本料
5	急性期病院精神病棟入院基本料
6	精神病棟入院基本料の注7に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
7	特定機能病院A入院基本料及び特定機能病院B入院基本料
8	特定機能病院入院基本料の注11に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
9	情報通信機器を用いた看護業務の効率化に係る基準
10	急性期総合体制加算
11	包括期充実体制加算
12	医師事務作業補助体制加算のICT機器を活用した配置人数の算入方法に係る基準
13	電子的診療情報連携体制整備加算

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの

基本診療料②

14	看護・多職種協働加算
15	産科管理加算
16	精神科慢性身体合併症管理加算
17	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 2
18	口腔管理連携加算
19	感染対策向上加算の注 3 に規定する微生物学的検査体制加算
20	身体的拘束最小化推進体制加算
21	地域支援・医薬品供給対応体制加算
22	病棟薬剤業務実施加算 1
23	地域医療体制確保加算 2
24	医療提供機能連携確保加算
25	精神科地域密着多機能体制加算
26	救命救急入院料の注12に規定する広範囲熱傷管理加算

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 1】 新設された又は施設基準が創設されたことにより、 令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの

基本診療料 ③

27	特定集中治療室管理料の注 8 に規定する広範囲熱傷管理加算
28	ハイケアユニット入院医療管理料の注 5 に規定する入院料
29	地域包括医療病棟入院料の注 11 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算 2
30	回復期リハビリテーション病棟入院料の注 4 に規定する回復期リハビリテーション強化体制加算
31	地域包括ケア病棟入院料の注 14 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算
32	精神科急性期治療病棟入院料の注 4 に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
33	短期滞在手術等基本料の注 3 に規定する入院手術対応加算

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出が必要なもの

特掲診療料①

1	遠隔電子処方箋活用加算
2	地域連携小児夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算
3	地域連携夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算
4	救急外来医学管理料
5	救急外来医学管理料の注3に規定する救急外来緊急検査対応加算
6	救急外来医学管理料の注5に規定する救急時医療情報取得加算
7	救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算
8	地域包括診療料の注4に規定する外来データ提出加算
9	充実管理加算1（脂質異常症を主病とする場合）
10	充実管理加算2（脂質異常症を主病とする場合）
11	充実管理加算1（高血圧症を主病とする場合）
12	充実管理加算2（高血圧症を主病とする場合）
13	充実管理加算1（糖尿病を主病とする場合）

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの

特掲診療料②

14	充実管理加算 2（糖尿病を主病とする場合）
15	心不全再入院予防継続管理料
16	在宅療養支援診療所（別添 1 の第 9 の 1 の（2）のア）
17	在宅医療充実体制加算
18	プログラム医療機器等指導管理料の注 3 の施設基準
19	救急患者連携搬送料 2
20	在宅患者訪問看護・指導料の注 19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注 8 の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算
21	訪問看護遠隔診療補助料
22	在宅自己腹膜灌流指導管理料 2
23	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
24	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
25	抗アデノ随伴ウイルス血清型 r h 7 4（A A V r h 7 4）抗体
26	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出が必要なもの

特掲診療料③

27	壁側胸膜凍結生検法
28	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（P S M A イメージング剤を用いた場合に限る。）に係る費用を算定するための施設基準
29	通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算
30	通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算2
31	通院・在宅精神療法の注13の施設基準
32	認知療法・認知行動療法3
33	腎代替療法診療体制充実加算
34	同種死体移植腎機械灌流保存
35	静脈奇形硬化療法（一連につき）
36	脛骨遠位骨切り術
37	人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）
38	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
39	機能的定位脳手術（てんかんの場合）

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表1】新設された又は施設基準が創設されたことにより、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出が必要なもの

特掲診療料④

40	培養ヒト角膜内皮細胞移植術
41	経皮的選択的眼動脈注入術
42	上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
43	心腫瘍摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
44	弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
45	経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術
46	経皮的三尖弁クリップ術
47	腎神経焼灼術
48	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
49	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
50	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
51	腹膜切除を伴う多臓器合併切除術

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 1】 新設された又は施設基準が創設されたことにより、 令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの

特掲診療料⑤

52	子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 1 又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る。）
53	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
54	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 9（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 7 を含む。）に掲げる頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
55	外科医療確保特別加算
56	内視鏡手術用支援機器加算
57	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合
58	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 2 麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合
59	国際標準病理診断管理加算
60	地域支援・医薬品供給対応体制加算
61	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5 に関する施設基準
62	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注 5 及び注 6 に関する施設基準（注 6 に関する施設基準については、令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表2】施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出が必要なもの)

基本診療料①

1	機能強化加算(令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
2	一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6、地域一般入院基本料及び特別入院基本料を除く。)(令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
3	特定機能病院C入院基本料(令和8年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一「A104」に掲げる特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。)に係る届出を行っている保険医療機関において、令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
4	専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
5	精神病棟入院料(15対1入院基本料、18対1入院基本料、及び20対1入院基本料に限る。)(令和10年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
6	急性期総合体制加算(令和8年3月31日時点で「旧算定方法」別表第一「A200」に掲げる総合入院体制加算又は「A200-2」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
7	急性期総合体制加算(令和8年3月31日時点で「旧算定方法」別表第一「A200」に掲げる総合入院体制加算又は「A200-2」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
8	急性期総合体制加算(令和8年3月31日時点で「旧算定方法」別表第一「A200-2」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和10年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

※表2における経過措置期間については、令和8年3月31日時点で改正前の入院基本料等の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用されますのでご注意ください。

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 2】 施設基準の改正されたもの

(令和 8 年 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの)

基本診療料②

9	バイオ後続品使用体制加算 (令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
10	特定集中治療室管理料 1 (令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「A 3 0 1」に掲げる特定集中治療室管理料 1 又は 2 に係る届出を行っている保険医療機関において、令和 9 年 1 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
11	特定集中治療室管理料 2 (令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「A 3 0 1」に掲げる特定集中治療室管理料 3 又は 4 に係る届出を行っている保険医療機関において、令和 9 年 1 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
12	特定集中治療室管理料 3 (令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「A 3 0 1」に掲げる特定集中治療室管理料 5 又は 6 に係る届出を行っている保険医療機関において、令和 9 年 1 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
13	救命救急入院料の注 11 に規定する重症患者対応体制強化加算
14	特定集中治療室管理料の注 6 に規定する重症患者対応体制強化加算
15	ハイケアユニット入院医療管理料 1 及び 2 (令和 9 年 1 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
16	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (令和 9 年 1 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
17	母体・胎児集中治療室管理料 (令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

※表 2 における経過措置期間については、令和 8 年 3 月 31 日時点で改正前の入院基本料等の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用されますのでご注意ください。

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 2】 施設基準の改正されたもの

(令和 8 年 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの)

基本診療料③

18	地域包括医療病棟入院料 1
19	地域包括医療病棟入院料 2 (令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「A 3 0 4」に掲げる地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている病棟において、令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
20	回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2、3 及び 4 (令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
21	回復期リハビリテーション入院医療管理料 (令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
22	精神科救急急性期医療入院料の注 5 に規定する精神科救急医療体制加算
23	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 (令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

※表 2 における経過措置期間については、令和 8 年 3 月 31 日時点で改正前の入院基本料等の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用されますのでご注意ください。

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 2】 施設基準の改正されたもの

(令和 8 年 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの)

特掲診療料

1	外来腫瘍化学療法診療料 1 (令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
2	B R C A 1 / 2 遺伝子検査の腫瘍細胞を検体とするもの (乳癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合に限る。)
3	在宅療養支援診療所 (別添 1 の第 9 の 1 の (2) のア以外については、令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き届け出る場合に限る。)
4	在宅療養支援病院 (令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き届け出る場合に限る。)
5	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
6	C T 撮影及び M R I 撮影に関する施設基準 (128 列以上のマルチスライス型の機器による C T 撮影に限る。)
7	通院・在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算 1 から 3
8	医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 並びに歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則の 6 に掲げる処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 (令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
9	周術期栄養管理実施加算 (令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)
10	外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
11	外来・在宅ベースアップ評価料 (II)
12	入院ベースアップ評価料

※表 2 における経過措置期間については、令和 8 年 3 月 31 日時点で改正前の特掲診療料の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用されますのでご注意ください。

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

基本診療料①

1	情報通信機器を用いた診療
2	地域包括診療加算
3	一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6及び地域一般入院料1に限る。）
4	療養病棟入院基本料の注10に規定する在宅復帰機能強化加算
5	療養病棟入院基本料の注11に規定する経腸栄養管理加算
6	結核病棟入院基本料（7対1入院基本料に限る。）
7	特定機能病院C入院基本料（7対1入院基本料（一般病棟に限る。）を除く。）
8	専門病院入院基本料（10対1入院基本料に限る。）
9	特定機能病院入院基本料の注5及び専門病院入院基本料の注3に規定する看護必要度加算
10	専門病院入院基本料の注4及び特定一般病棟入院料の注5に規定する一般病棟看護必要度評価加算
11	障害者施設等入院基本料
12	有床診療所入院基本料の注5に規定する医師配置加算
13	医師事務作業補助体制加算

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

基本診療料②

14	急性期看護補助体制加算
15	看護職員夜間配置加算
16	特殊疾患入院施設管理加算
17	看護補助加算
18	緩和ケア診療加算
19	小児緩和ケア診療加算
20	医療安全対策加算
21	医療安全対策加算の注2に規定する医療安全対策地域連携加算
22	感染対策向上加算
23	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
24	入退院支援加算
25	地域医療体制確保加算 1
26	精神科急性期医師配置加算

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

基本診療料③

27	協力対象施設入所者入院加算
28	特定集中治療室管理料の注7に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算
29	新生児特定集中治療室管理料2
30	特殊疾患入院医療管理料
31	新生児特定集中治療室管理料2
32	小児入院医療管理料
33	地域包括ケア病棟入院料
34	地域包括ケア入院医療管理料
35	特殊疾患病棟入院料
36	精神科救急急性期医療入院料
37	精神科救急・合併症入院料
38	特定一般病棟入院料の注5に規定する一般病棟看護必要度評価加算
39	特定一般病棟入院料の注7に規定する入院料

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

特掲診療料①

1	外来緩和ケア管理料
2	二次性骨折予防継続管理料
3	地域包括診療料
4	小児かかりつけ診療料
5	遠隔連携診療料
6	遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3（令和8年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一「D026」に掲げる検体検査判断料の注6に規定する遺伝カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
7	遺伝性疾患療養指導管理料の注5（令和8年3月31日時点で「旧算定方法」別表第一「D026」に掲げる検体検査判断料の注7に規定する遺伝性腫瘍カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
8	往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
9	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療DX情報活用加算
10	在宅時医学総合管理料の注15（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅医療情報連携加算
11	がんゲノムプロファイリング検査

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

特掲診療料②

12	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（令和8年3月31日時点で「旧算定方法」別表第一「D023」に掲げる微生物核酸同定・定量検査の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
13	検体検査管理加算(Ⅱ)
14	検体検査管理加算(Ⅲ)
15	検体検査管理加算(Ⅳ)
16	センチネルリンパ節生検（片側）
17	無菌製剤処理料
18	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
19	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
20	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
21	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
22	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
23	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
24	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

特掲診療料③

25	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
26	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
27	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
28	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
29	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
30	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
31	難病患者リハビリテーション料
32	障害児(者)リハビリテーション料
33	がん患者リハビリテーション料
34	認知症患者リハビリテーション料
35	集団コミュニケーション療法料
36	通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法
37	認知行動療法2

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表3】 施設基準の改正されたもの

(令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関において、引き続き当該点数を算定する場合には、届出が必要でないもの)

特掲診療料④

38	緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
39	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
40	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
41	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
42	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術
43	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）
44	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）及び腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
45	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術
46	輸血管理料Ⅰ
47	自己生体組織接着剤作成術
48	自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術
49	強度変調放射線治療（IMRT）
50	看護職員処遇改善評価料

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表4】 施設基準等の名称が変更されたが、令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

基本診療料①

再診料の注10に規定する時間外対応加算1	→	再診料の注10に規定する時間外対応体制加算1
再診料の注10に規定する時間外対応加算2	→	再診料の注10に規定する時間外対応体制加算2
再診料の注10に規定する時間外対応加算3	→	再診料の注10に規定する時間外対応体制加算3
再診料の注10に規定する時間外対応加算4	→	再診料の注10に規定する時間外対応体制加算4
診療録管理体制加算1及び診療録管理体制加算2	→	診療録管理体制加算1
診療録管理体制加算3	→	診療録管理体制加算2
精神病棟入院基本料	→	精神病棟入院料
療養病棟入院基本料の注13に規定する看護補助体制充実加算	→	療養病棟入院基本料の注13に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
障害者施設等入院基本料の注10に規定する看護補助体制充実加算	→	障害者施設等入院基本料の注10に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	→	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表 4】 施設基準等の名称が変更されたが、令和 8 年 5 月 3 1 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

基本診療料②

救命救急入院料 1	→	救命救急入院料 2
救命救急入院料 2	→	救命救急入院料 1
救命救急入院料 3	→	救命救急入院料 2
救命救急入院料 4	→	救命救急入院料 1
地域包括医療病棟入院料の注 8 に規定する看護補助体制充実加算	→	地域包括医療病棟入院料の注 9 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
地域包括医療病棟入院料の注 10 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算	→	地域包括医療病棟入院料の注 11 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算 1
地域包括ケア病棟入院料の注 5 に規定する看護補助体制充実加算	→	地域包括ケア病棟入院料の注 5 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
病棟薬剤業務実施加算 1	→	病棟薬剤業務実施加算 2
病棟薬剤業務実施加算 2	→	病棟薬剤業務実施加算 3

※表 1、表 2、表 3 及び表 4 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表4】施設基準等の名称が変更されたが、令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

特掲診療料①

生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注4に規定する施設基準	→	充実管理加算3 (脂質異常症を主病とする場合)
生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注4に規定する施設基準	→	充実管理加算3 (高血圧症を主病とする場合)
生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注4に規定する施設基準	→	充実管理加算3 (糖尿病を主病とする場合)
救急患者連携搬送料	→	救急患者連携搬送料1
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算	→	通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算1
コンピューター断層撮影 (CT撮影) の「1」CT撮影の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合	→	コンピューター断層撮影 (CT撮影) の「1」CT撮影の「ロ」64列以上128列未満のマルチスライス型の機器による場合
血流予備量比コンピューター断層撮影	→	血流予備量比コンピューター断層撮影解析
組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房 (再建手術) の場合に限る。)	→	組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房 (再建手術) の場合 (内視鏡下によるものを含む。)) に限る。)

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

【表4】 施設基準等の名称が変更されたが、令和8年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

特掲診療料②

乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	→	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	→	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）
腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	→	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
一回線量増加加算	→	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）及び強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）

※表1、表2、表3及び表4については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

<届出提出期間>

令和8年6月1日から算定を行うためには、

令和8年5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに

届出書（1通）をご提出ください。

届出期間内に余裕を持ってご提出ください。

- ◆ 診療報酬改定に伴う届出や名称変更に伴い、**院内の掲示事項**についても変更が必要です。
- ◆ 施設基準に係る辞退届については、**1通**の提出で結構です。
- ◆ 九州厚生局への各種届出等においては、**開設者印の押印は不要**です。
- ◆ 5月下旬以降は届出が集中することが予想されますので、
可能な限り5月18日（月）までのご提出にご協力をお願いします。